

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年3月28日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタームサシ名取店

名取市愛島東部第二土地区画整理事業地内66街区

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

アークランドサカモト株式会社 代表取締役 坂本 勝司

新潟県三条市大字上須頃445番地

3 市町村の意見の概要

- (1) 来退店経路において、県道仙台岩沼線を岩沼方面から来店する車両を NO.1 交差点から右折誘導する計画としているが、当該交差点には右折車線がなく渋滞が予想されるとともに見通しが悪いこと、更には信号機のない交差点も含め、関係機関と十分な協議を行い、スムーズな誘導、安全対策に配慮されたい。
- (2) 来店誘導に当たっては、所要な場所への看板設置や誘導員の配置等を検討されたい。
- (3) 開店時、繁忙期等の混雑が予想される場合は、車両出入口等に交通誘導員等を配置し、歩行者の安全確保及び駐車場内での車両の円滑な誘導を図られたい。
- (4) 出入口付近には、歩行者等の視界を遮るようなフェンス等の設置に留意されるとともに、見通しが悪い場合にはカーブミラー等の安全施設の整備等について検討されたい。
- (5) 建設時は、騒音・振動等の公害苦情が発生しないよう、使用する建設機械等は、低騒音・低振動型のものを導入されたい。
- (6) 工事車両等の運行に当たっては、不必要な空ぶかしやアイドリング禁止などにより騒音防止の徹底を図られたい。
- (7) 駐車場で自動車アイドリング、空ぶかし等の騒音について、利用者に周知を呼びかけるとともに、夜間の駐車場使用の自粛等を徹底されたい。
- (8) 騒音・振動に係る特定施設を設置する際には、敷地境界線上における振動レベル及び騒音レベルを正確に把握し、規制基準を超過しないよう十分な騒音・振動の防止策を講じられたい。また、設置後も規制基準値を超過しないよう適切な管理を行うとともに、周辺住民に迷惑をかけないように十分配慮されたい。

- (9) 事業活動に伴い生じる廃棄物については、発生の抑制に努められたい。
- (10) 循環型社会を形成するため、リサイクルを前提とした商品の構成に努められたい。
- (11) 名取市に廃棄物を排出処分する場合は、市の排出基準を遵守されたい。
- (12) 廃棄物の保管にあたっては、十分なスペースを確保し、保管は屋内に密閉した施設で適切な温度管理をするなど悪臭及び衛生面に配慮されたい。
- (13) ごみの発生、保管、搬出状況等を把握する担当者を配置されたい。
- (14) 「名取市環境基本計画」の趣旨を十分尊重し、「事業者としての役割」について積極的に取り組んでいただきたい。また、周辺の地域の生活環境の保持については、町内会等地域住民と定期的に協議する場を設けられたい。
- (15) 商品の陳列方法を工夫され、大きな工作物等による店舗内外に死角を作らないよう努められるとともに、盗難防止機器等により万引き防止対策に努められたい。
- (16) 店舗に併設される飲食店は深夜までの営業が予定されていることから、使用しない駐車場等出入口の施錠等を徹底し、夜間における青少年等の溜まり場とならないよう施設管理の徹底に努められたい。
- (17) 開店時の新聞折込み広告やチラシ等による防犯啓発記事の掲載に配慮されたい。
- (18) 駐車場において、犯罪が発生しないよう駐車向き、照明の明るさ等を工夫され、死角が生じないよう配慮されたい。
- (19) 大規模災害発生時における協力体制について、協議させていただきたい。
- (20) 未成年者への酒・タバコの販売防止に努められるとともに、飲食コーナーにおける飲酒・喫煙の禁止措置の徹底を図られたい。
- (21) 「名取市小・中・高等学校生徒指導連絡協議会」など関係機関との連携を図り、青少年の非行防止に協力願いたい。

4 地域住民等の意見の概要

名取市商工会の意見

- (1) 「ホームセンタームサシ名取店」の駐車場の出入口1及び出入口2が計画されている(都)愛島東部線は、(主)仙台岩沼線と(都)箱塚中田線に結節する道路で、現状においても交通量が多く、当該商業施設の来退店車両の誘導経路となっているが、混雑を回避するために誘導経路を広範囲において検討し、誘導看板等により適切に誘導すべきである。
- (2) 出入口が計画されている(都)愛島東部線は、交通渋滞だけでなく交通事故の発生も予想されるので、入出庫の運用を見直すとともに、西側交差点を含めた出入口には警備員を配置すべきである。また、出入口付近の渋滞を回避するため、当該商業施設の用地を一部セットバックし、引込み車線を設けるべきである。
- (3) 店舗北側の区画道路には搬出入車両専用の出入口が計画されているが、区画道路は一般の歩行者も通行することから、安全確保のため入出庫を知らせる信号灯の設置及び交通誘導員の配置が必要である。
- (4) 駐車場内の歩行者の安全を確保するため、歩行者専用道を設けるとともに、場

内での車両を徐行させるために警備員を配置すべきである。

- (5) 店舗周辺には住宅が立地する計画となっていることから、屋外のスピーカー等の方向及び音量等については、騒音の苦情が発生しないよう十分配慮すべきである。
- (6) 駐車場利用時間帯以降に、青少年や暴走族等が駐車場に進入し、騒音の発生源となるなど青少年犯罪を引き起こすことがないように、駐車場出入口には施錠し、また、警備員が深夜・早朝に巡回すべきである。なお、夜間営業が予定されている飲食店の駐車場は区分して利用するとともに、営業終了後は施錠すべきである。
- (7) トイレや休憩施設等の配置においては死角にならないように配慮し、また警備員の巡回を徹底し、青少年の喫煙等の非行や万引き等の犯罪防止に努めるべきである。
- (8) 飲食店棟が3棟計画されているが、廃棄物特に生ゴミ等の処分については、名取市の条例及び指導に従い適切に処理すべきである。
- (9) 施設の外観や看板等の形態・デザイン・色彩等においては、地域環境や街並み景観等に十分配慮すべきである。
- (10) 店舗周辺には住宅が立地する計画となっていることから、駐車場等の屋外灯、看板灯、車両のライト等の照明が夜間の睡眠等の妨げにならないように注意が必要である。
- (11) スーパーマーケットの出店が計画されているが、地産地消の観点から地元農家の生産物を積極的に取り扱うよう努めるべきである。
- (12) 出店計画地の周辺は、土地区画整理事業で整備された地区で、緑等の自然環境に乏しいことから、敷地内に植栽等を行うなど緑化に努めるべきである。
- (13) 名取市では中心市街地の活性化に取り組んでいることから、中心市街地の街づくりや活性化事業に積極的に協力すべきである。
- (14) 大型商業施設の撤退や大幅な変更は、周辺的生活環境やまちづくりに影響を与えるので、建物設置者及び商業者は大型店の社会的責任において、事前に地元住民や関係機関と連絡、協議すべきである。また、店舗を閉店する場合には原状回復を図るべきである。
- (15) 建物設置者及び商業者（テナント）は、地域との密着・連携を図るため、名取商工会に加入し、地域の街づくりとなるイベント・催事等に参加・協力するとともに、開店後、地元住民や商工会を含む関係機関と定期的に協議する機会を設けるべきである。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び名取市役所

6 縦覧期間

平成20年3月28日から平成20年4月28日まで（ただし、閉庁日を除く。）